

第八條

トアルベシ此ノ場合ニ於テハ別ニ午當ラ支給ス
休憩時間ハ左ノ如シ
正午ヨリ一時間 午後三時ヨリ十五分 残業ノ時ハ午後六時ヨリ
四十分

第九條

外來者トノ面會ハ休憩時間ノ外之ヲ爲ス事ヲ得ズ 但シ已ムヲ得ガ
ル事情アル場合ニ於テ係員ノ許可ヨリ得タル時ハ此ノ限りニアラス
休日ハ左ノ如シ
但シ特別ノ事由アル時ハ廢止変更ラナスコトアルベシ

第十條

一日 曜日
毎年之ヲ定ム
左ノ場合ハ休日トシ缺勤ト看做サズ
一、父母配偶者及子ノ喪ニ服スル時 三日間
二、徵兵検査、前開熟母及天災地変其他災害ニ罹リタル時ハ正當ト
認メラル、日數

第三章 賃銀

第十一條

賃銀ハ日給 月給及出来高給ノ三トス
定時間以外ノ就業ニ對シテハ業務ノ種類技能難易ニヨリ適宜支給ス
特ニ困難ナル業務ニ從事セシメタル時ハ割増金ヲ支給スルコトアル
ベシ

第十二條

工場ノ都合ニ依リ臨時休業ラシタル時ハ賃銀六割ヲ支給ス
日給出来高給ハ其ノ都度之ヲ定ム

第十三條

疾病其他ノ事由ニ依リ缺勤シタル者ハ左ノ規定ニ依リ支給ニ処ス
一、缺勤三日以上 一日ニ付月給三十分ノ一

第七章 賞 察

一、ケ年間ニ缺勤五日以内ノ者ハ左ノ區別ニヨリ積勤賞ヲ給ス 遅刻
早退ハ三回ヲ以テ缺勤一日トシ 無届缺勤ハ三倍トシテ計算ス
無缺勤者 賃金 二十日分
缺勤一日以内 賃金 十日分
缺勤二日以内 賃金 八日分
三日以内 賃金 六日分
四日以内 賃金 四日分
五日以内 賃金 三日分

第八章

左ノ各号ノ一ニ該當シタルモノハ益衛ノ上適當ニ之ヲ賞與ス
一、作業ニ關スル機械器具ヲ發明改良シ材料若シクハ消耗品節約ニ關
スル方法ヲ案出シ 其他事業上有益ナルコトヲ申出デタル者
二、障害ヲ未然ニ防ズ又ハ災害ヲ速カニ防止シタル者
三、品行方正技術優秀ニシテ蒙リ模範タル者
四、精勵格勤 蒙リ模範タル者

第五章 懲 戒

第十九條

懲戒ハ 誹責、減給、解雇ノ三種トス
誹責ハ始末書ヲ提出セシム 左ノ場合ハ誹責ニ処ス
一、本規則ニ依リ職ニ違背スル者
二、就業中遊リニ自巳ノ業務ヲ怠タリタル時

第二條

左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ減給又ハ事情ニ依リ即時解雇ス
一、故意又ハ重大過失ニ依リ物品ヲ毀損亡失又ハ製作ラアママリ不測
ノ損害ヲ與ヘタル者